

4. 横浜市の補助制度等一覧

空き家対策の制度、福祉の制度、商業振興の制度等、空き家の福祉的活用に役立てそうな制度のいくつかについて、最新情報を掲載する。

なお、これらの制度は年度ごとに改正されたり、基準や予算の枠があるものもあるので、活用しようとする際には直接担当組織に確認をする必要がある。

No.	区分	名称	内容	条件等	問合先
1	高齢者	介護予防交流拠点整備事業	<p>介護予防や、健康の維持増進、閉じこもりを防止することを目的に、高齢者が集うサロン等の整備を支援し、商店街の空き店舗などを活用した拠点等の施設整備費等を対象とする補助事業</p> <ul style="list-style-type: none">・空き店舗、空き家等を活用した高齢者中心の多世代の地域住民交流サロン等の整備・在宅の要介護者や一人暮らし高齢者等を支援するための拠点の整備・高齢者を中心とした、障害者、子どもなどが集える共生型拠点の整備	<p>対象者：N P O 法人、社会福祉法人、株式会社等</p> <p>補助対象：施設整備費</p> <ul style="list-style-type: none">・工事費又は工事請負費（門、柵、塀などの外構工事に要する費用を除く。） (スプリンクラー設置、耐震補強に要する費用は対象。)・工事事務費（工事施工のため直接必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等の事務費であって、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額。） <p>※補助対象外：設計費、耐震診断費、整備後の運営費（人件費、家賃等）</p> <p>補助金の上限：850万円（補助率10分の10）</p> <p>※整備を行う施設には、消防法令の設置義務の有無に関わらずスプリンクラーの設置が必須。</p>	横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課

No.	区分	名称	内容	条件等	問合先
2	高齢者	介護予防・生活支援サービス補助事業	地域で『要支援者等』※に対する介護予防や生活支援の活動を行う団体に、その活動に係る費用を補助	<p>対象者：法人格が必要。任意団体の場合もある。</p> <p>補助対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型支援住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向け介護予防に資するプログラムを提供（週1回以上かつ概ね3時間以上）する場合。 ・訪問型支援住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週1回以上）し、生活援助等の支援を提供する場合 ・配食支援住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週1回以上）し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を提供する場合 ・見守り支援住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週1回以上）し、見守りのサービスを提供する場合 <p>補助金額：拠点家賃限度額 120万円～240万円／年、活動費限度額 60万円／年</p>	横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課
3	子育て	親と子のつどいの広場事業	就学前の親子に、気軽につどい、交流できる場の提供等を行う。商店街の空き店舗やマンションの一室などをを利用して①子育て親子の交流、つどいの場の提供②子育てに関する相談の実施③地域の子育て情報の提供④子育て及び子育て支援に関する講習の実施に補助	<ul style="list-style-type: none"> ・募集する地域の指定がある。(70か所計画中61か所で開設済み) ・運営主体は法人、任意団体。 ・週3日以上、各5時間以上開設。 ・基本補助 111万円～209万円／年 ・初度調便費 50万円 ・借上・整備補助費 110万円 	横浜市こども青少年局子育て支援課
4	住宅	家賃補助付きセーフティネット住宅 (住宅確保要配慮者向け賃貸住宅)	民間の賃貸住宅（マンションの空き室や戸建ての空き家など）を活用して入居が困難な住宅確保要配慮者を支援する制度	<p>補助対象：</p> <p>賃貸人 契約家賃と入居者負担額との差額を補助（上限4万円／月）</p> <p>家賃債務保証会社 家賃債務保証料の全額を補助（上限6万円、初回のみ）</p> <p>補助期間：住宅確保要配慮者専用の登録住宅として管理を開始してから最長10年間</p> <p>（ただし、同一住宅への補助総額が国費で240万円を超えない場合は最長20年間）</p>	横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業課

No.	区分	名称	内容	条件等	問合先
5	住宅	住まいのエコリノベーション	既存住宅を建て替えずに、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる、室内温度差の少ない住宅の普及を目指し、「住宅全体の断熱性の確保」につながるエコリノベーション等工事を行おうとする住宅所有者に対して、これに要する費用の一部を補助	対象者：対象住宅の所有者又は区分所有者 対象住宅：一戸建ての住宅（棟単位）・共同住宅及び長屋（住戸単位） ※寮・社宅は対象外 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問わない 補助対象工事及び補助金額（建材・設備ごとに設定） 一例：玄関ドア等の交換 大8.0万円／箇所	横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
6	住宅	木造建築物安全相談事業	耐震診断を希望する市民に市長が認定した「木造住宅耐震診断士」を派遣し、調査を行い、市民の耐震対策を支援（対象となる地区あり）	対象：築22年以上の2階建以下の木造建築物 (在来軸組構造の住宅（併用可） 昭和56年5月以前の建築物 費用：無料	横浜市建築士事務所協会
7	住宅	木造住宅耐震改修促進事業	木造の個人住宅の耐震改修工事費用の一部を補助	対象：築22年以上の2階建以下の木造建築物 (在来軸組構造の住宅（併用可） 昭和56年5月末以前に建築確認を得て着工された2階建以下の在来軸組構造法の木造個人住宅(自己所有で、自ら居住しているもの) 上記の住宅で、耐震診断の結果、点数（上部構造評点等）が1.0未満と判定された住宅 補助金額：75万円～145万円	横浜市建築士事務所協会
8	住宅	建築物不燃化推進事業	火災による被害が特に大きいと想定される地域（重点対策地域）等において、古い建築物を除却する場合や、燃えにくい建築物を建てて際に、除却工事費や新築に係る工事費（耐火性能強化相当額）の一部を補助（対象となる地区あり）	対象：老朽建築物の除却、耐火性能強化建築物の新築 補助金額：合計最大300万円（補助率2/3、3/4）	横浜市都市整備局防災まちづくり推進課
9	まちづくり	ヨコハマ市民まち普請事業	市民が地域の特性を生かした身近な施設（公共施設を含む。以下同様とする。）の整備を、自らが主体となって発意し実施することを目的として、整備に関する提案（以下「整備提案」という。）を公募し、市が整備の支援を行う事業を支援	最高500万円の整備助成金を交付	横浜市都市整備局地域まちづくり課

No.	区分	名称	内容	条件等	問合先
10	まちづくり	地域緑のまちづくり事業	地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、市民との協働により緑化を進める活動に助成	<p>対象：以下のいずれかに該当する 5人以上（注 1）の住民等から構成される団体であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案場所又はその近隣に居住する方（居住者） ・提案場所又はその近隣に勤務する方（在勤者） ・提案場所又はその近隣の土地や建物等を所有する方（所有者） <p>注 1：・同一世帯、同一法人の方の場合、応募団体の条件として数える人数は、2人まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの法人やその構成員のみでの申請はできない。 ・協定締結までに、10人以上の正式な団体を結成する必要がある。 <p>助成額：500万円×3年限度</p>	横浜市環境創造局みどりアップ推進課
11	商店街	商店街空き店舗改修事業	商店街エリア内の店舗兼住宅等で、トイレや出入口の共用などの理由から活用しにくい状態にある物件や、老朽化によって借り手がつかない物件等の所有者に対して、店舗として活用しやすくするための改修費の一部を補助	<p>【補助対象者】 個人、事業者（中小企業者）で、以下の要件をすべて満たす方が対象。ただし、中小企業者のうち、みなと大企業（※）は対象外。</p> <p>【対象物件】</p> <p>【補助対象建築物】 改修する建築物は、以下の要件をすべて満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人又は事業者所有のものであること ・未登記の建築物でないこと ・共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること ・横浜市内の商店街に所在する空き店舗であること（百貨店や駅ビルなど大型商業施設のテナント型店舗は対象外。） ・交付申請の日から遡って、閉店後（店舗として使用しなくなったとき）1年以上経過している店舗であること ・改修後に店舗として使用する階層が1階又は2階であること <p>補助額：上限 200万円 (補助率 1／2)</p>	横浜市経済局商業振興課

No.	区分	名称	内容	条件等	問合先
12	商店街	商店街個店の活力向上事業	<p>商店街の店舗が空き店舗になることを防ぎ、市民生活の向上と商店街の活性化に資することを目的として、個店の活力を回復し、事業継続につながる魅力ある事業を新たに実施する事業者に対して、店舗改装費等の経費の一部を補助</p>	<p>対象者：個人、中小企業（みなし大企業を除く）、商店会、各種団体で、当該年度末までに、改裝工事等を終え、申請した事業を新たに開始する方。</p> <p>上述した方のうち、次の項目を満たす方。</p> <p>応募申請の日以前に、横浜市内の商店街内で1年以上継続して同一店舗にて同一業種を営んでいること 2年以上継続して事業を行うことが見込まれること 店舗を週4日以上開設し、継続的に事業を行うこと 横浜市内商店会に加盟している店舗又はこれから加盟する店舗 補助上限額：100万円から150万円</p>	横浜市経済局商業振興課
13	商店街	商店街空き店舗コンサルティング事業	<p>商店街内の空き店舗を課題と考える商店街の皆様と意見交換をしながら、商店街に必要と考える新たな業種の出店者を誘致し、商店街全体の集客力向上につなげる事業 (対象となる商店街の指定あり)</p>	<p>(1) 専門の出店支援コンサルタントのサポートを受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象物件のご紹介、現地へのご案内 ・空き店舗の所有者(不動産仲介業者)との条件交渉 ・商店街に関するデータの提供 ・開業者向けの補助制度のご案内 ・商店街関係者へのご紹介 ・その他、開業に関するご相談への対応 <p>(2) 店舗誘致事業の開業支援枠を活用することができます(※各種条件を満たす必要があります)。</p>	横浜市経済局商業振興課
14	地域福祉等	ふれあい助成金	横浜市社会福祉協議会が市内全体の地域福祉実践団体に対して、保有する3つの基金(あいあい基金、国際障害者年記念基金、福祉基金)の利子及び共同募金配分金などを運用し、助成年限を切らず持続可能な助成	各区社会福祉協議会で運用。 区ごとに異なるが、サロン、会食、配食、送迎、活動拠点の賃料、コーディネーター人件費などが対象となっている。	横浜市各区社会福祉協議会